衆議院政治改革に関する特別委員会ニュース

【第 217 回国会】令和７年３月 24 日（月）、第 10 回の委員会が開かれました。

１　政治資金規正法の一部を改正する法律案（小泉進次郎君外５名提出、衆法第４号）
政治資金規正法の一部を改正する法律案（小泉進次郎君外５名提出、衆法第５号）
政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（大串博志君外 10 名提出、衆法第 21 号）
・各案について、提出者小泉進次郎君（自民）、塩崎彰久君（自民）、長谷川淳二君（自民）、大串博志君（立憲）、奥野総一郎君（立憲）、本庄知史君（立憲）、青柳仁士君（維新）及び福島伸享君（有志）並びに政府参考人及び衆議院法制局当局に対し質疑を行いました。
（質疑者）長谷川淳二君（自民）、後藤祐一君（立憲）、青柳仁士君（維新）、福田玄君（国民）、中川康洋君（公明）、高井崇志君（れ新）、福島伸享君（有志）、塩川鉄也君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

長谷川淳二君（自民）

（１）　企業・団体献金
　ア　令和７年３月 17 日の本委員会における参考人質疑を踏まえれば、平成６年の総・総合意において政党助成制度の導入と企業・団体献金の廃止がセットであったという事実認識は誤りであることが明確になったという指摘に対する衆法第 21 号提出者（立憲）の見解
　イ　総・総合意の交渉当事者であった小沢一郎元新生党代表幹事に対する企業・団体献金の廃止に関する合意の有無の確認要求についての衆法第 21 号提出者（立憲）の見解
（２）　福島伸享議員の資金管理団体の令和５年分収支報告書
　ア　法律上、個人が政党や政治資金団体以外の政治団体に対して行う政治活動に関する寄附は年間 1,000 万円が上限であり、これに違反すれば罰則や公民権停止の対象となり得ることに対する総務省の見解
　イ　福島伸享議員による「茨城から日本を再生する会」への寄附が年間 1,000 万円を超えていることの事実関係及び同議員が寄附の量的制限に違反する寄附が記載されている収支報告書を基に質疑を行ったことについての有志の会としての考えについての衆法第 21 号提出者福島伸享議員への確認
（３）　福島伸享議員による野党と同様に自由民主党も官製政党ではないかとの指摘に対する反論についての衆法第 21 号提出者福島伸享議員の意見
（４）　衆法第 21 号
　ア　撤回された衆法第 14 号以上に政治団体への寄附の総枠制限、個別制限を大きく緩めた理由についての法律案提出者（維新）への確認
　イ　同一の国会議員に係る国会議員関係政治団体間の寄附について総枠制限、個別制限の適用を除外した理由
　ウ　現行法上、複数の国会議員を推薦し又は支持することを本来の目的とする政治団体は、複数の国会議員に係る国会議員関係政治団体となることが可能であるかについての総務省への確認
　エ　イ及びウから、衆法第 21 号における政治団体間の寄附の制限には抜け穴があるとの指摘に対する法律案提出者（立憲）の見解

後藤祐一君（立憲）

（１）　岸田前内閣総理大臣による大臣政務官との懇談会における商品券配付報道に対する岸田前内閣総理大臣のコメント
　ア　新潟県見附市での講演（令和７年３月 20 日）における「政治家の活動量」という小泉進次郎議員の発言中の「活動」の中に商品券の配付は含まれ得るかについての法律案提出者小泉進次郎議員の

見解

イ　商品券の購入・配付が政治団体の政治活動として行われる可能性の有無についての法律案提出者小泉進次郎議員の見解

ウ　商品券購入の財源としていわゆる官房機密費や旧文通費が使われた可能性の有無についての法律案提出者小泉進次郎議員の見解

エ　ウが不明であるにも関わらず、商品券の購入・配付が政治活動ではないと断定できる理由についての法律案提出者小泉進次郎議員への確認

オ　岸田前内閣総理大臣のコメント全文を理事会に提出した場合には、イについて法律案提出者小泉進次郎議員が答弁することについての確約の要求

（２）　吉川貴盛元農林水産大臣のいわゆる鶏卵汚職事件

ア　同事件の東京地裁判決は企業・団体献金が行政の公正さに悪影響を及ぼす危険性を判示しているとの考えに対する法律案提出者（自民）の見解

イ　法律案提出者小泉進次郎議員が、吉川元農林水産大臣が鶏卵業者から 500 万円を受領したことは行政の公正さに悪影響を及ぼす危険性はなく、問題はなかったと考えているかの確認

（３）　政治資金規正法第 22 条の３第１項及び第２項

ア　政治資金規正法第 22 条の３第１項及び第２項で規定されている寄附制限の趣旨

イ　補助金等受給企業が受給後１年以内に行う寄附は不明朗な政治活動に関する寄附となるおそれがあるという考えでよいかについての法律案提出者（自民）への確認

（４）　企業・団体献金の中には、行政の公正さに悪影響を及ぼす可能性は否定できないものもあり得るとの理解でよいかについての法律案提出者（自民）への確認

（５）　個人献金の禁止は憲法違反となるが企業・団体献金の禁止は政治団体について禁止しなければ憲法違反にならないという違いがあるという指摘に対する法律案提出者（自民）の見解

青柳仁士君（維新）

（１）　令和６年 12 月 17 日の本委員会理事会における申合せを自由民主党として守る意思があることの認識

（２）　衆法第 21 号で定める企業・団体献金の禁止について、自由民主党が歩み寄る余地の有無

（３）　企業・団体が自らの営利を目的としない政治献金を行うことがあり得るか否か及びあり得ると考える場合の事例についての法律案提出者（自民）の見解

（４）　平成の政治改革において政党及び政治資金団体以外の者に対する企業・団体献金に規制をかけた際の立法事実についての内閣法制局への確認

（５）　内閣法制局が法律案審査を行う際の立法事実についての考え方

（６）　平成の政治改革において政党及び政治資金団体以外の者に対する企業・団体献金に規制をかけた際の立法事実についての法律案提出者（自民）への確認

福田玄君（国民）

（１）　自由民主党所属国会議員への個人からの寄附について収支報告書における寄附者の住所欄に法人の住所が記載されていたことについての自由民主党としての見解、発生理由及び防止策についての法律案提出者（自民）の見解

（２）　企業・団体献金のみ禁止すると個人献金の形を装うなど様々な手法で迂回することで不透明度が増す懸念についての法律案提出者（立憲及び維新）の見解

（３）　衆法第 21 号における個人献金の税額控除の拡充の対象に一般市・町村の長及び議会議員が含まれない理由及び税額控除の対象には一般市・町村の長及び議会議員まで含めることが適切であるとの考えに対する法律案提出者の見解

（４）　衆法第５号で規定する「構成員の意思の尊重と必要な配慮」について、企業の「構成員」及び「構成員」が株主を指す場合の「必要な配慮」の具体的内容並びに組合・ＮＰＯ・政治団体などにおける「必要な配慮」の具体的内容及び具体的方法

中川康洋君（公明）

（１）　衆法第４号、衆法５号及び衆法第 21 号
ア　理事会申合せにおける令和６年度末までに企業・団体献金法案について結論を得ることに対する法律案提出者（自民及び立憲）の見解
イ　修正協議を行うことについての法律案提出者（自民及び立憲）の見解
（２）　衆法第４号において会社等の寄附について公表する基準を一の政党に係る政党関係政治団体に対して年間合計 1,000 万円超の寄附をした場合とした根拠及び基準額を引き下げる可能性の有無

高井崇志君（れ新）

（１）　令和７年３月 17 日の本委員会において小林節参考人が述べた、株式会社の役員が営利に結びつかない寄附をしたら法人に対する背任であり、営利に結びつく寄附をしたら贈賄であるという考え方に対しての法律案提出者（自民）の見解
（２）　政治団体のする寄附
ア　政治団体のする寄附を禁止することが憲法違反になる疑いがあるという指摘についての内閣法制局の見解
イ　政治団体のする寄附の規制について、憲法違反とならない上限額の目安についての衆議院法制局の見解
ウ　衆法第 21 号において、政治団体のする寄附の個別制限及び総枠制限が、撤回された第 216 回国会衆法第 10 号及び衆法第 14 号より後退した理由について法律案提出者（立憲及び維新）の見解
（３）　衆法第 21 号が新設する第 22 条の６の３（雇用関係の不当利用等による寄附等の制限）による政治団体を介する迂回献金の抑止効果についての法律案提出者（立憲、維新及び有志）の見解

福島伸享君（有志）

（１）　自身の資金管理団体と小泉進次郎議員の資金管理団体等の令和５年における資金の状況及び両者の活動量の違いについての法律案提出者小泉進次郎議員の所見
（２）　令和５年における小泉進次郎議員の資金管理団体が主催する政治資金パーティーに係る収入に占める企業・団体からの収入の割合
（３）　本委員会では、平成の政治改革以降の我が国の状況を鑑みた上で、政治資金と政治の在り方について本質的な議論をすべきであるという指摘に対する法律案提出者小泉進次郎議員の見解
（４）　衆法第 21 号に規定する個人献金に関する税額控除の拡大に対する法律案提出者（自民）の認識
（５）　企業・団体献金の廃止について、即時に廃止するのではなく、段階的に行うというアプローチについての法律案提出者（自民）の見解

塩川鉄也君（共産）

（１）　吉川貴盛元農林水産大臣の鶏卵汚職事件の判決は、企業・団体献金が行政に悪影響を及ぼす可能性があることを判示しているとの指摘について、同事件について有罪判決が確定したことを踏まえた上での法律案提出者（自民）の見解
（２）　令和７年３月 17 日の本委員会において、中北浩爾参考人が、衆法第４号における公開強化の対象を

より拡大し、データベースの検索可能範囲を拡大するとともに、公開期間を無期限に延長してほしいとの意見を述べたことについての衆法第４号提出者の受け止め

（３）　収支報告書の要旨の公表廃止を撤廃すべきとの指摘についての法律案提出者（自民）の見解

（４）　企業・団体献金

ア　令和７年３月 17 日の本委員会において小林節参考人が述べた、企業献金は本質的に買収であり、公共の福祉に反するので禁止されるべきであるとの意見及び企業・団体献金により結果的に大企業に有利な税制が行われていることは、一人一票という前提に反しており歴史の逆行であるとの意見についての法律案提出者（自民）の見解

イ　衆法第４号の趣旨説明中「政治資金が民主主義の健全な発達を希求して拠出される国民の浄財であることに鑑み」の「国民」に企業・団体が含まれるか否かの確認及び含まれる場合の理由

ウ　営利を目的とする企業が巨額の献金により政治に影響を与え、自己の利益を図れば、政治が大企業や財界に向けたものになることは明らかであるとの指摘に対する法律案提出者（自民）の見解

エ　巨額の企業・団体献金が、経団連の要望である社会保障の抑制、給付の削減と結びついているのではないかとの指摘に対する法律案提出者（自民）の見解